

福崎町エルデホール友の会会員規約

会 員

- (1) 本会は、一般会員と団体会員で組織します。
- (2) 一般会員とは個人を対象とします。
- (3) 団体会員とは、原則常時職員が5人以上の法人を対象とします。

また、内容により上記以外でも団体会員として取り扱う場合もあります。

- ・団体会員の窓口は、原則団体の総務を担当する部署がおこなうこととします。(入場料とりまとめ含む)
- ・特典(2)及び(4)が受けることができるのは、会員が属する団体の職員とします。
- ・特典(3)が受けることができるのは福崎町内に窓口がある団体を対象とします。
- ・福崎町プレイガイドでの利用はできません。

入 会

会員になろうとするものは、本規約に同意のうえ、福崎町エルデホールに入会を申し込み、福崎町エルデホールが入会を認めた方をいいます。なお、年会費は無料とします。

退 会

会員は本会を退会する場合は、福崎町エルデホールに退会を届け出なければいけません。

会員証の発行

- (1) 福崎町エルデホールは、会員に対し会員証を発行します。
- (2) 会員証は、会員のみが利用できるものとし、他人に譲渡又は貸与することはできません。

会員証の紛失・盗難

- (1) 会員が会員証を紛失または盗難にあった場合は、すみやかに友の会に連絡するものとします。
- (2) 会員証は再発行いたします。
- (3) 紛失または盗難、その他の事由により会員証を他人が利用することにより生じた損害のすべては、会員が負うものとします。

特 典

(一般会員)

- (1) 希望される会員については福崎町エルデホール主催の自主公演等の情報を携帯電話などのネットワーク通信手段を用いてお知らせします。
- (2) 会員は、福崎町エルデホールの自主公演について、発売開始日以前にチケットを優先的に予約することができるものとします。
- (3) 会員は電話でチケット予約ができるものとし、公演当日の受け取りの場合でも予約購入したチケットは前売り料金で購入できます。

- (4) 会員は、自主公演のチケットを1公演3枚まで、原則として通常入場料の1割を超えない割引でチケットを購入することができるものとします。ただし、公演により割引がないものもあります。
- (5) 上記(4)の特典について、福崎町役場施設(教育委員会・文化センター・八千種研修センター)のプレイガイドでうける場合のみうけられることとします。また必ず会員証の提示が必要であることとします。特典がうけられる先が変更となる場合は、チラシ・ポスターのプレイガイド欄でお知らせします。

(団体会員)

- (1) 福崎町エルデホール主催の自主公演等の情報をネットワーク通信手段又はポスター・チラシ等の広報物を用いて各会員にお知らせします。
- (2) 会員は、福崎町エルデホールの自主公演について、発売開始日以前にチケットを優先的に予約することができるものとします。
- (3) 会員は電話でチケット予約ができるものとし、5枚以上の一括購入の場合はチケットの配達や郵送を依頼できるものとします。ただし、配達の依頼は公演日2日前まで郵送の依頼は1週間前までとします。
- (4) 会員は、5枚以上の購入があった場合、自主公演のチケットを原則として通常入場料の1割を超えない割引でチケットを購入することができます。ただし、公演により割引がないものもあります。なお、購入枚数を制限させていただく場合や残座席数により購入できない場合もあります。

チケット

購入及び予約したチケットは、キャンセルはできません。

届出事項の変更

会員の氏名、住所、電話番号等に変更があった場合は、友の会に届け出るものとする。

資格喪失

会員が、次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消します。

- (1) 虚偽の申告があったとき
- (2) 本規約に違反があったとき
- (3) 特典項目内、一般会員(3)におけるチケット予約したにも関わらず支払いをしないとき
- (4) その他、運営上に支障があるとき